

基準病床数の算定について

1 基準病床数制度

(1) 制度の概要

- 二次医療圏等ごとの病床数の整備目標であるとともに、それを超えて病床数が増加することを抑制するための基準となる病床数（基準病床数）を算定する。（医療法第30条の4）
- 都道府県は、「既存病床数」が「基準病床数」を超える地域（病床過剰地域）では、病院開設・増床を許可しないことができることとされており、本制度により、病床の整備を病床過剰地域から非過剰地域へ誘導し、病院・病床の地域偏在を是正するもの。
- 基準病床数は、全国統一の算定式により算定する。（医療法施行規則第30条の30）

(2) 基準病床数の算定方法（医療法施行規則第30条の30）

病床の種別	算定方法
一般病床・療養病床	二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、入院・入所需要率、病床利用率等から算定する。
精神病床	年齢階級別人口、年齢階級別入院率、病床利用率等から算定する。
結核病床	結核の予防等を図るため必要な数を知事が定める。 (H17.7.19に国から技術的助言として算定式が示されているもの。)
感染症病床	特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定める。

※算定に用いる数値のうち、一部については知事の裁量があるもの。

(3) 基準病床数の算定に使用する数値等の一部改正

本年7月に、国において、最新の統計に基づき基準病床数の算定に使用する数値の一部が改正されていること。（平成24年厚生労働省告示第421号、第483号）

2 基準病床数の算定

(1) 試算結果

医療法施行規則第30条の30の規定に基づき、基準病床数を試算した結果は次のとおり。

病床の種別	算定区域	次期 基準病床数(A)	現行 基準病床数(B)	差引 (A-B)
療養病床及び 一般病床	二次保健医療圏	10,463床	13,451床	△2,988床
精神病床	県の区域	4,220床	4,497床	△277床
結核病床		30床	126床	△96床
感染症病床		40床	40床	0床

(2) 今後の算定作業

今後、関係機関との調整等を行い、最終案に盛り込むこととする。

なお、特に療養病床及び一般病床については、次に掲げる状況についても二次保健医療圏ごとに検証を加えながら、基準病床数（案）を算定していく。

- ・人口移動
- ・病床利用率・平均在院日数、患者の受療動向
- ・病床・病棟の今後整備予定、被災地における今後の見込み 等

(参考) 本県における基準病床数（療養病床及び一般病床）の推移等

